

○総務省告示第 号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第五条第一項第五号イの規定に基づき、総務大臣が告示する額を次のとおり告示する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イに規定する総務大臣が告示する額は、三十七億二千百七十四万二千五百七十八円とする。